

○岡山県警察スクールサポーター運用要綱の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 20 日岡少第 95 号/岡生企第 226 号警察本部長例規)

改正 平成 20 年 12 月岡少第 330 号・岡生企第 118 号 平成 21 年 3 月岡務第 222 号
平成 22 年 2 月岡少第 50 号 平成 22 年 3 月岡務第 260 号
平成 23 年 5 月岡少第 198 号・岡生企第 573 号 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号
令和 3 年 1 月 8 日岡少第 13 号、岡生企第 15 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 12 月 2 日岡少第 342 号

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、別添のとおり岡山県警察スクールサポーター運用要綱を定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県警察スクールサポーター運用要綱

第 1 趣旨

この要綱は、岡山県警察におけるスクールサポーター(以下「警察スクールサポーター」という。)の適正かつ効果的な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 警察スクールサポーターの責務

警察スクールサポーターは、少年の非行防止、通学途上等における児童等の安全確保等に関し、自らの知識及び経験を生かして学校(保育所、認定こども園等を含む。以下同じ。)及びボランティア団体の関係者等の活動について指導助言するとともに、各種情報の発信や警戒活動を行うことを責務とする。

第 3 身分、任免等

1 警察スクールサポーターの身分、任免等については、この要綱に定めがあるもののほか、岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)(令和 2 年 3 月 31 日岡務第 306 号例規。以下「会計年度任用職員取扱要綱」という。)の定めるところによる。

2 警察スクールサポーターは、次に掲げる要件に該当すると認められる者を警察本部長(以下「本部長」という。)が任用する。

- (1) 人格・識見に優れていること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 行動力があること。

3 警察スクールサポーターの定数は、予算の範囲内で本部長が定める。

第4 配置警察署の指定

警察スクールサポーターについては、本部長が指定する警察署(以下「指定警察署」という。)に配置するものとする。

第5 職務

警察スクールサポーターは、指定警察署の署長(以下「署長」という。)の指揮監督の下に次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 少年の非行防止活動

- ア 学校等への訪問活動による少年の非行、いじめ、校内暴力その他の事案に対する指導・助言、当該事案に係る少年相談の受理及び生徒指導担当者との連携
- イ 教職員、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動の実施及び指導
- ウ 学校周辺における少年のたまり場に係る管理者対策の推進

(2) 学校等における児童等の安全確保対策

- ア 不審者の侵入防止に配慮した学校施設や対応要領等の点検及び指導
- イ 教職員、関係機関、防犯ボランティア団体等と連携した学校内、通学路等における合同パトロール及びパトロールの指導
- ウ 学校又は地域が行う通学路等の地域安全マップの作成の支援

(3) 非行・犯罪被害防止教育の支援等

- ア 学校等において行う非行・犯罪被害防止教室や薬物乱用防止教室の指導及び支援
- イ 学校への不審者侵入時の防犯訓練の指導及び助言

(4) 地域安全情報等の把握と提供

- ア 警察が行う学校、PTA、防犯ボランティア、地域住民等との地域安全情報の共有化のためのネットワーク構築の支援
- イ 学校周辺における不審者情報等の把握と学校、PTA等への提供
- ウ 非行等問題行動に関する情報の把握と学校警察連絡協議会等への提供

第6 秘密の保持

警察スクールサポーターは、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7 遵守事項

警察スクールサポーターは、第5の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。
- (2) その職を傷つけるような行為をしないこと。
- (3) 全力を挙げて職務に専念すること。
- (4) 法令及びこの要綱に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うこと。
- (5) 他の警察職員と緊密な連携を保ち、迅速な事務処理に努めること。

(6) 専門的な知識、判断等を要するもの、犯罪に関係し、又は関係するおそれがあると認められるもの等については、指定警察署の生活安全課長(生活安全刑事課長を含む。以下「生活安全課長」という。)に報告し、指揮を受けること。

(7) 事件事故の届出(口頭、電話等による届出を含む。)又は将来的に刑罰法令に抵触するおそれのある相談を受理した場合は、速やかに生活安全課長に報告し、警察官に引き継ぐこと。

第8 勤務日の割振り

署長は、警察スクールサポーターの毎月の勤務日を会計年度任用職員取扱要綱第4の2に定める範囲内で活動実態等を勘案して割り振るものとする。

第9 勤務時間の指定

署長は、警察スクールサポーターの勤務の開始時刻及び終了時刻を管内の実態に応じて定めるものとする。

第10 出勤及び欠勤の報告

警察スクールサポーターは、出勤できない理由が生じたときは、生活安全課長を経由して署長に欠勤する旨を報告しなければならない。

第11 身分証明証等

- 1 警察スクールサポーターは、勤務中においてはスクールサポーター証(様式第1号)を携帯するとともに、腕章(様式第2号)を上衣左上腕部に装着するものとする。
- 2 警察スクールサポーターは、勤務中において対応した相手からスクールサポーター証の提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第12 留意事項

署長は、警察スクールサポーターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察スクールサポーターには、第5に規定する職務以外に従事させないこと。
- (2) 言語及び態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。
- (3) 街頭補導活動、パトロール活動等に従事中において、危害を受けるおそれがあるときは、警察官を同行させるなど、受傷事故を防止するための必要な措置を講ずること。
- (4) 生活安全課長等による指導を行わせ、活動実態を適切に把握するとともに、職務に必要な各種事務処理要領、書類作成要領等について、教養を行うこと。

第13 報告

- 1 警察スクールサポーターは、勤務日の取扱事項について、勤務日誌(様式第3号)により、勤務終了時に署長に報告するものとする。
- 2 署長は、警察スクールサポーターの活動状況については翌月5日までにスクールサポーター活動結果報告書(様式第4号)により、警察スクールサポーターの活動に伴う反

響、紛議、効果的な活動事例についてはその都度、書面により生活安全部少年課長に報告するものとする。

第 14 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
勤務日誌	警察署	1 年
スクールサポーター活動結果報告書	少年課	1 年

様式第 1 号

スクールサポーター証

[別紙参照]

様式第 2 号

腕章

[別紙参照]

様式第 3 号

勤務日誌

[別紙参照]

様式第 4 号

スクールサポーター活動結果報告書

[別紙参照]